

鹿 児 島 県 公 報

令和4年9月30日（金）第350号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（※）（環境林務課取扱い） 1

規 則

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第39号

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県環境影響評価条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項に次のように加える。

(9) 出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業
(10) 出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業

別表第3中22の項を23の項とし、14の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第4中22の項を23の項とし、14の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

附 則

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する事業であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は改正後の規則第38条第2項に掲げる変更

のみをして実施されるものに限る。)については，鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）第4条及び第3章から第9章までの規定は，適用しない。

- (1) 施行日前に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第3項第2号（同条第4項及び同法第29条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置がとられた事業
- (2) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則第3条第3項（同令附則第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による法定環境影響評価等が行われる必要がない旨の通知が行われた事業